

令和4年4月19日 日本学術会議  
(改正 令和4年12月8日 日本学術会議)

## 第26-27期日本学術会議会員候補者の選考方針

- 日本学術会議は、日本学術会議法（昭和23年法律第121号。以下「法」という。）第17条に基づき「優れた研究又は業績がある科学者」のうちから会員の候補者を選考するため、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）を踏まえ、第26期日本学術会議会員候補者（以下「会員候補者」という。）の選考に当たっての基本的な考え方等を以下のとおり定める。
- 会員候補者の選考は、コ・オブテーション方式（現在の会員が次期において会員となるべき者を選考する方式）による<sup>i</sup>。同方式は、学術に関しては専門性を持つ者にその価値の判断をゆだねることが適当であり、科学者が自律した集団として公共的役割を果たすという観点から採用されているものである。このことに鑑み、会員は、「優れた研究又は業績」（法第17条）についてもっぱら会員各自の見識を基に判断すべきことを深く自覚した上で、わが国の科学者を内外に代表する機関である日本学術会議の構成員としてふさわしい会員候補者を推薦し及び選考するものとする。

### 1. 選考の日程

- 会員候補者の選考は、以下の日程を目途として所要の手続を進める。
  - ・選考方針の決定（総会）：令和4年4月
  - ・選考要領の決定（選考委員会<sup>ii</sup>）：同9月頃
  - ・会員・連携会員による推薦：同11月～令和5年1月末頃
  - ・選考委員会における選考：令和5年2～6月頃
  - ・総会に承認を求める第26-27期会員候補者の確定（幹事会）：同6月頃
  - ・第26-27期会員候補者の承認（総会（臨時））：同7月頃

### 2. 会員候補者に求める資質等

- 会員候補者は、それぞれの研究分野における主要な論文・著書・特許等、受賞歴、その他国内外での学術活動における実績、社会への貢献における学術的に特筆すべき活動等に照らして、法第17条に定められた優れた研究又は業績がある科学者と認められる者とする。
- 会員候補者の選考に当たっては、法第3条に定められた職務に鑑み、優れた研究又は業績がある科学者であることに加え、活動の実績等に照らして以下のいずれかの要件を備えていると認められる者であることを考慮する。

- 国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望して異なる専門分野間をつなぐことができること
- 国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望しつつ、政府や社会と対話し、課題解決に向けて取り組む意欲と能力を有すること

### 3. 会員候補者の選考

#### (1) 専門分野の構成

- 会員候補者の選考に当たっては、国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、学際的分野や新たな学術分野などからの選考を強化しつつ、日本学術会議がその役割を十全に發揮できるよう多様な学術分野がバランスよく網羅されることを目指す。  
そのことを本旨とした上で、第 26 期に重点的に取り組む事項、分野横断的・中長期的に取り組む課題等を以下のとおり想定し、非改選の者も含めて次期の活動を担う会員及び連携会員の総体としてこれらに適切に取り組むことができるよう配慮する。
  - ① 持続可能で安全な社会づくりのための取組（キーワードの例示：カーボンニュートラル、気候変動、防災減災、パンデミック等）
  - ② 人間性が尊重される豊かで幸福な社会の実現（キーワードの例示：人口縮小、格差、多様性、人権、多文化等）
  - ③ ①、②に資する学術の発展（キーワードの例示：研究力、人材育成、頭脳循環等）
  - ④ 國際連携の一層の推進
- 会員は満 70 歳に達した時に退職する（法第 7 条第 6 項）こととされていることを念頭に、2. に掲げる会員候補者に求める資質等を有した上で、原則として会員の任期を全うできる者が望まれる。

#### (2) 選考に当たって考慮すべき観点

- 次期の会員の多様性が確保されるよう、以下の観点を考慮して会員候補者を選考する。
  - ① ジェンダーバランス  
将来的には性別に偏りのない会員構成を目指すことしつつ、現状においては女性の割合が少ない学術分野で特定の女性に役割や業務が集中する傾向が見られることにも留意し、第 26 期当初においても第 25 期当初の女性会員の割合（37.7%）と同程度又はそれ以上の割合を実現することを目指す。
  - ② 地域分布  
近年のオンライン会議の飛躍的な普及も念頭に、地方に活動の拠点を置く会員候補者の積極的な選考に努める。その際、地区会議や地方学術会議の活動に対応できるよ

う、各地区<sup>iii</sup>にバランスよく会員が確保されるとともに、各地区内でも過度の偏在が生じないよう留意する。

③ 主たる活動領域

大学・研究機関だけではなく、産業界、医療界、法曹界、教育界といった実務の現場で優れた研究又は業績を有するに至った会員候補者（現在の所属機関等にかかわらず主な経歴で判断）の選考も考慮する。

④ 年齢構成

次世代への継承を考慮しつつ、会員の年齢構成<sup>iv</sup>において多様性の確保に努める。

**(3) 選考の手続**

- 会員候補者の選考の手続は、日本学術会議会則（平成17年日本学術会議規則第3号。以下「会則」という。）第8条<sup>v</sup>及び日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）第6条<sup>vi</sup>によるほか、以下のとおり行う。
  - 選考委員会における会員候補者の選考は、選考委員会の下に設ける部別の選考分科会（以下「選考分科会」という。）を通じて行う選考と、選考委員会が独自に行う選考とを組み合わせて行う。
  - 国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、学際的分野や将来重要になると見込まれる新たな学術分野からの会員候補者の選考を強化するため、選考委員会が独自に行う選考に係る会員候補者の数（選考委員会枠）を前期に行われた選考の際<sup>vii</sup>より拡大する。
  - 各選考分科会における分野別の会員候補者の選考に際しては、各分野の学問的専門性を踏まえた審議に加え、分野の異なる委員の参画を得てより多面的な視点から審議を行う。

**(4) 情報提供の求め**

- 日本学術会議は、会則第36条第4項<sup>viii</sup>に基づき日本学術会議協力学術研究団体に会員候補者に関する情報提供を求めるほか、大学関係組織、経済団体、政策関係機関（府省庁を除く。）その他会員候補者の選考に際して有益な知見を有すると考えられる機関又は団体に情報提供を求める。

**4. 選考過程等に係る情報の公表**

- 会員候補者の選考過程について、本選考方針のほか、被推薦者数、選考委員会及び選考分科会での候補者数等を日本学術会議のHP等に掲載することとする。あわせて、会員

として任命された後は、各会員について、研究又は業績の内容、選考方針に基づく選考理由、会員としての抱負を公表することとする。

## 5. 連携会員の候補者の選考の考え方

- 連携会員については、2. 及び3. を勘案して候補者を選考することを基本とした上で、分科会や小委員会の在り方（小委員会委員の在り方も含む。）、設置数等の見直しと関連して候補者の推薦・選出方法、任命の時期等の検討を行い、選考の具体的な手続等を別に定める。

## 6. その他

- 選考委員会は、本選考方針に基づき、会員候補者の選考に係る具体的な基準や選考に当たって考慮すべき事項の細目、選考委員会における選考の方式等を定めた選考要領を策定する。

---

i コ・オブテーション方式は、海外の多くのアカデミーで採用されている標準的な会員選考方式であり、日本学術会議における現行の仕組みは、科学者による直接選挙（法制定時（昭和23年）から昭和58年の法改正前まで）、登録学術研究団体の推薦に基づく選考方式（昭和58年の法改正から平成16年の法改正前まで）を経て、それらに見られた様々な弊害も踏まえ、平成16年の法改正により取り入れられたものである。コ・オブテーション方式においても、既存又は特定の専門分野に候補者が固定化されがちであったり、新たな学術分野や学際的分野からの会員の候補者が選ばれにくいといった状況が懸念されるため、日本学術会議では、各部別の選考分科会の選考を経ずに選考委員会が一定の候補者数について独自に選考するなどの対応を従来から行つてきている。

（会員の候補者選考に係る日本学術会議としての基本的認識については、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）4 会員選考プロセスの透明性の向上～研究・業績の評価と多様性の実現～を参照のこと。）

ii 日本学術会議細則第10条に基づき設置される機能別委員会の一つ。会長（委員長）、副会長及び各部の4名（うち1名は役員）で構成することとされ、会員及び連携会員の選考を職務とする（同細則別表第2、選考委員会運営要綱（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定））。

iii 日本学術会議は、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する地区会議を設置しており（会則第33条）、地区会議の区分は以下のとおりとなっている（日本学術会議地区会議運営要綱（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定））。

(1) 北海道

(2) 東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

(3) 関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県）

(4) 中部（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

(5) 近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

- 
- (6) 中国・四国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）  
(7) 九州・沖縄（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
- iv 第25期発足当時（令和2年10月1日）における会員の年齢構成は以下のとおり。  
50歳未満：2.9% 50-54歳：8.3% 55-59歳：28.4% 60-64歳：41.7% 65歳以上：18.6%
- v 日本学術会議会則（平成17年日本学術会議規則第3号）（抄）  
(会員及び連携会員の選考の手続)
- 第8条 会員及び連携会員（前条第一項に基づき任命された連携会員を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。）は、幹事会が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会に推薦することができる。
- 2 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。
- 3 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。
- 4 幹事会は、第二項の連携会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。
- 5 幹事会は、前条第一項に基づき任命される連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。
- 6 その他選考の手続に関し必要な事項は、幹事会が定める。
- vi 日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）  
(抄)  
(会員候補者及び連携会員の候補者の推薦等)
- 第6条 会員又は連携会員（会則第7条第1項に基づき任命された連携会員を除く。以下この条において同じ。）による会員候補者及び連携会員候補者の推薦は、別に幹事会が定める様式により、行うこととする。
- 2 前項の推薦の期間は、推薦を受け付ける期間として選考委員会が公表する期間とする。
- 3 第1項の推薦の効力は、前項の推薦を受け付ける期間の終了日の翌日から3年間とする。
- 4 1人の会員又は連携会員が推薦できる人数は、第2項の推薦を受け付ける期間中、会員候補者及び連携会員候補者について、合わせて5人を限度とし、このうち会員候補者は2人を限度とする。
- 5 選考委員会は、会則第8条第2項の連携会員の候補者の名簿を作成するに当たり、会員経験者に関する情報をも収集するよう努めるものとする。
- vii 前期（第24期）に行われた選考の際の選考委員会枠は各部3～5人（計9～15人）。
- viii 日本学術会議会則（抄）  
(日本学術会議協力学術研究団体)
- 第36条（略）
- 2～3（略）
- 4 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、会員又は連携会員の候補者に関する情報等を提供することができる。
- 5～6（略）